

第5章 整備基本計画

第1節 全体計画及び地区区分計画

1 地区区分（図35）

本計画では、史跡とガイダンス施設である郷土博物館との連携により本質的価値の理解を促すことから、両者や関連遺跡等も含めたゾーニングとします。

A：袖ヶ浦市郷土博物館

史跡現地で見ることのできない遺物の展示等により、理解を補完、深化する場所とします。

B：郷土博物館から山野貝塚までの動線及び関連遺跡等

山野貝塚と同時期の宮ノ越貝塚や真里場古墳群等の遺跡、また袖ヶ浦公園や農畜産物直売所「ゆりの里」などを巡りながら、山野貝塚や縄文時代への思いをはせる場とします。

C：仮設駐車場・史跡内道路

自家用車による来訪者の駐車場で、山野貝塚に近い角山配水場の入口に仮設的に設けています。現状では史跡に最も近い駐車場です。また、史跡内を横断する市道飯富2号線は車道として維持します。

D：史跡山野貝塚

本計画では、公有地化が進んだ範囲を整備対象とします。中央窪地や遺構の分布、また場所の特性から次のように区分します。

① エントランスゾーン

史跡への導入場所として、主に徒歩利用者の入口となる西端と主に自家用車利用者の入口となる東端に位置付けます。ここには史跡案内のほか、休憩機能も設けます。

② 体験ゾーン

史跡の南西にある平坦な場所を体験活用に用いる場所に位置付けます。縄文時代の生活体験や各種イベントに用います。

③ 後期前半遺構展開ゾーン

貝層の高まりの外側に展開した縄文時代後期前半の遺構群が展開するゾーンです。遺構保護に努めるとともに、北東の柄鏡形住居跡を含む特徴ある遺構について解説する範囲とします。

④ 貝層・高まりゾーン

貝層が確認され、高まりの地形が残る範囲とします。盛土により晩期の地形・景観を復元する重要な整備範囲となります。

⑤ 緑地（貝層・高まり）ゾーン

④と同様に貝層が確認され高まりが残る範囲ですが、既存のエノキ林を活かした緑地空間として活用します。

⑥ 中央窪地ゾーン

史跡中央部に形成された窪地地形で、縄文時代晩期の中央窪地型集落を表現するうえで重要な範囲となります。

⑦ 修景・植栽ゾーン

史跡北西辺を修景・植栽ゾーンとします。現状では史跡外の樹木によって良好な景観が保たれていますが、将来的にもこの景観が維持されるように植栽等に用いる範囲とします。

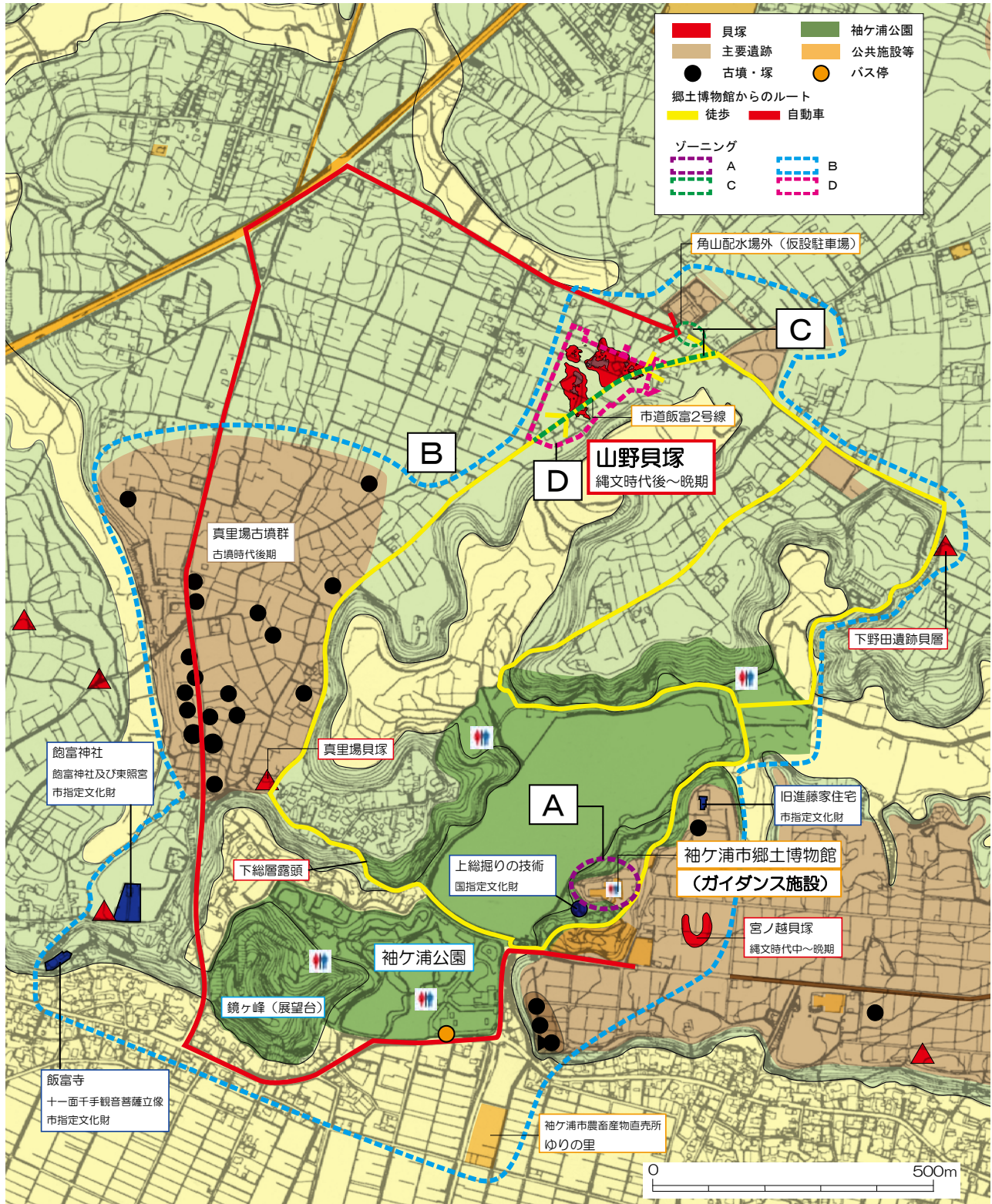


図 35 中域区域区分図

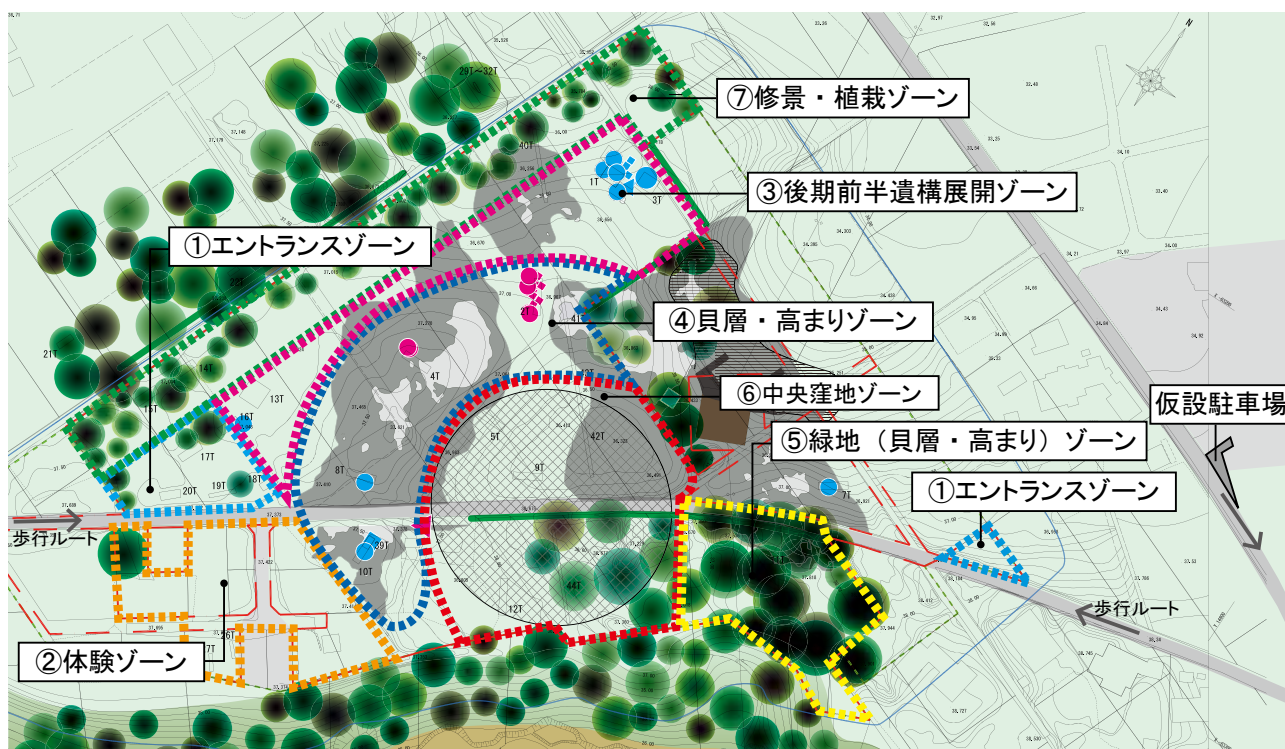


図 36 史跡内区域区分図

2 全体計画

中央窪地と馬蹄形の高まりからなる縄文時代晩期の景色の表現を本整備の主たる遺構表現とします。また、一部に後期の貝層を視認できる箇所を残します。それを補う地形模型や後期の遺構の解説板により、遺跡の理解を深めるものとします。

西のエントランスゾーンは補助的に車両の乗り入れが可能なものとして整備します。さらに、東のエントランスゾーンは仮設駐車場からの歩行による来場者を迎え入れる場所として整備します。

南東の体験ゾーンは各種の体験活用に用いる場所として整備します。

本計画で行う整備諸施設は、今後の計画においても支障とならないものや、転用が可能なものとして計画します。



図 37 全体計画図

第2節 遺構保存に関する計画

近年の発掘調査から、貝層の標高の高い地点においては現地表面から遺物包含層まで 20 cm 程度の深さしか確保できていない箇所があります。また、市道の南側には貝層までの表土の厚さが 10 cm 程度の箇所もあります。さらに、現地表面には耕作に伴い巻き上げられた貝殻等が散見されます。これらの遺構・遺物を保護するために、盛土を施します。

一方、中央窪地では現地表面から地山面（縄文時代晩期の地表面）まで約 80 ～ 90 cm の厚さがあり、この状況で遺構保護層は確保できています。

上記の貝層範囲に施す盛土は、後述する遺構表現にも有効なものとなります。この盛土の仕上がりには、流土流失を防止するため野芝を植栽します。

また、後期の遺構が分布する範囲については、現況を踏まえ必要に応じて 30 cm 以上の保護層を確保するように計画します。

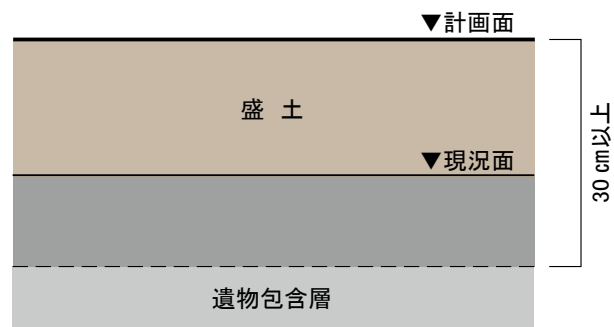


図 38 遺構保護盛土模式図

第3節 動線計画

動線計画については、史跡のみならず、ガイダンス施設である郷土博物館からの経路も含めた計画とします。

まず、山野貝塚と郷土博物館を徒歩で行き来する場合は、図 35 の黄色の線を通り、史跡東西両端が出入口となります。一方、自動車を利用する場合は、図 35 の A→D の赤色の線を通り、角山配水場外の仮駐車場に車両を駐車し、そこから徒歩で移動し、史跡東端が出入口となります（図 35）。

史跡においては、東西のエントランスゾーンを利用の起点とし、史跡を東西に縦断する市道飯富 2 号線は車道であることから、別途見学用動線を整備します。基本的に史跡内は自由動線としますが、後述する遺構表現施設を効果的にめぐる基幹動線を設けます（図 39a）。

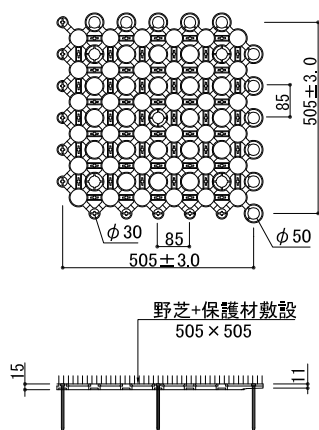
東西両エントランスから入場した場合でも、市道の南北に設定したルートを時計回りあるいは反時計回りに巡る周回ルートを基幹動線とします。西側エントランスから入場した場合を例にすると、時計回りの場合は高まりの縁辺に沿って北上し、史跡北側の後期柄鏡形住居や土坑墓が検出された箇所を通過して、北東側緩斜面の未指定地との境界に沿って南東方向へ進みます。その後市道を越えて史跡東側の緑地ゾーンを通過して、中央窪地を横断し後期埋葬人骨検出箇所を経由して高まりの縁辺に沿って元の位置に戻るものとします。東側エントランスから入場した場合は逆からのルートになります。

また、この動線は車椅子の走行を可能にするとともに、自然景観に馴染むもの、また地下への影響が軽微なものとして、芝保護材による園路を検討します（図 39b、c）。

なお、芝保護材は今後の計画で基幹動線を変更する場合にも、製品の耐用年数以内であれば



a 動線計画図 S=1/2000



b 芝保護材舗装 (S=1:20)



c 芝保護材事例：梅之木遺跡（山梨県北杜市）

図 39 動線計画、舗装の事例

移設することが可能なものとします。

史跡を縦断する市道は現状を維持します。車道であることから、史跡利用者の安全を確保するため横断する箇所は最小限になるよう園路を設定します。

さらに第7節に後述しますが、史跡内には自由に歩き回ることもできるので、園路が道路に近接する箇所や横断箇所に注意看板（車に注意）を設置します。

貝層・高まりゾーン及び中央窪地ゾーンは立ち入ることのできる芝地や低茎草地として管理し、広場等としても利用します。

中央窪地の東側、緑地ゾーンのエノキ林の範囲は貝層が露出しています。後述しますが、この範囲は遺構表現の一環として地表に露出する貝層を見学できるようにします。そのため、貝層の保護と動線管理を兼ねた木道を設置します。

体験ゾーンは芝広場として自由動線とします。また、西のエントランスゾーンの一部には管理車両の乗り入れができるように芝保護材を敷設します。

第4節 地形造成に関する計画

先述のように、貝層及び貝層散在範囲には遺構保護盛土を施します。これは縄文時代晩期の地形に近付けることにもなります。現在残る貝層を含む高まりは後世に上面から削られた結果であり、本来の高さは不明ですが、2020（令和2）～2022（令和4）年度にかけて実施した、貝層を含む高まりと中央窪地を南北に縦断するトレンチ調査の結果、中央窪地の地山上面は肉眼観察ですがローム層上面が消失していることが判明し、さらにその地山直上から晩期前葉の遺物が出土しました（図40a）。これらのことから、縄文時代晩期の中央窪地は、最も深いところで現在よりも0.7 m程度低く、窪地底面と高まり部分には少なくとも1.0 m以上の高低差があったと考えられます。現在の高まり部分の地表面と窪地部分の地表面の高低差は0.54 mであり、貝層の遺構保護とともに、中央窪地との高低差を表現するものとして、貝層を含む高まり範囲については現地表上に約0.46 mの保護盛土を施す計画とします（図40b）。この盛土範囲には、「第2節 遺構保存に関する計画」に述べた通り、流土流失を防ぐため野芝を植栽します。

なお、一部市道沿いの生垣（篠竹）部分に若干の高まりがありますが、この生垣は後述するように伐採する計画としますので、高まりは撤去します。また、市道南側の中央窪地範囲にも数箇所の高まりがありますが、これらは現代の廃棄物等により形成された可能性がありますので、今後発掘調査により状況を確認したうえで、不要な場合は撤去します。

さらに、エントランスゾーンや体験ゾーンは、利用しやすいように整地を目的とした盛土を施します。

第5節 遺構の表現に関する計画

1 史跡現地での表現とガイダンス施設展示（郷土博物館）との機能区分

山野貝塚の本質的価値の表現において、現地で行う遺構表現と、ガイダンス施設で展示する内容について下表のように整理します。

表7 現地の表現とガイダンス施設（郷土博物館）展示の区分表

本質的価値		史跡現地	ガイダンス施設（郷土博物館）
1	縄文時代の景色を今に残す、保存状態が良好な貝塚	・現地に残る縄文時代晩期の地形を表現。また、地形模型を設置し解説。	・山野貝塚の史跡指定経緯や保護する意義について、パネル等で展示
2	東京湾東岸に現存する大型貝塚の中で最も南側に位置する貝塚	・位置的特徴や地理的特徴にを反映した魚の組成等について、全体案内板や後期遺構解説板で表現	・世界有数の貝塚密集地域である東京湾東岸における山野貝塚の位置付けについて、遺跡分布や貝塚の変遷及び他の貝塚の概要等により把握できるように展示
3	東京湾東岸のほぼ中央部に位置するという地理的特徴を反映する貝塚		・このことを特に示す魚の組成について、出土魚骨とともに東京湾岸の遺跡分布図を展示
			・研究上の課題となるマダイの漁獲について、出土部位の分析や明治期及び近年の生息状況調査等により、山野貝塚における資源獲得方法に関する研究成果を展示
4	東京湾東岸の拠点集落	・縄文時代の後晩期の千年以上に亘って継続的に営まれた集落の変遷や最終的な集落形態、特徴的な遺構について、解説板で表現	・豊富な出土遺物とともに集落の変遷に関する展示 ・各時期における他地域とのつながりを示す資料を展示することにより様々なものが集まる拠点集落であったことを表現
			・シカ・イノシシ・貝・魚・植物等、多様な資源を活用し持続的に集落を営んでいたことを表現
			・貝の大きさの分析による縄文時代中期と後期の資源利用の違いを通して、資源利用について表現

2 史跡現地での遺構表現

縄文時代晩期の姿を表現するために、現地での遺構表現は前節で述べた馬蹄形の高まりと中央窪地の地形とし、その他の遺構表現は解説板に留めるものとします。

貝層の表現について、縄文時代晩期に貝層を含む高まりは存在したと考えられるものの、貝の露出については実証できません。しかし、貝層は遺跡の重要な要素であることから、貝層の遺構保護と現地での表現方法について検討し、より効果的な整備を行います。

(1) 解説板

本計画においては、住居跡や土壇墓等の表現は解説板に留めます。また、解説板の表示面は取替え可能なものとします。

また、解説板にはQRコード（二次元バーコード）を添付して、利用者の携帯端末から解説情報を閲覧できるものとします（図41）。



大平山元遺跡（青森県外ヶ浜町）



伊勢堂岱遺跡（秋田県北秋田市）

図 41 QR コードを付す解説板の例

（２） 貝層の表現

中央窪地の東側、エノキ林の林床には貝層の貝が露出した状況が広がっています。この露出部分には保護盛土を行わず、現状の貝が散在する様子をそのまま観察できる場所にします。

露出する貝の保護対策として、木道を設置して踏圧による貝の破損を防ぐとともに、動線を誘導及び制限する措置をとります。

木道の起点付近に解説板を設け、木道の観察路への誘導とともに、散在する貝の保護への協力を呼びかけるものとします。

さらに、将来的に中央窪地の北東側斜面の発掘調査とその成果に基づく貝層の展示や、VR による縄文時代後期に想定される貝層の広がり の表現ができるように取り組みます。



図 42 貝層表現検討箇所 S=1/2000



貝層表現（拡大図）



木道事例：根城（青森県八戸市）



図 43 貝層表現（拡大図）・木道事例・貝が露出している様子

第6節 修景及び植栽に関する計画

馬蹄形の高まりと中央窪地からなる縄文時代晩期の地形を見渡し、体感できることを目的に、市道沿いの生垣（篠竹）を伐採します。また、市道南側のエノキ林については、中央窪地に相当する範囲内の樹木は伐採し、その他の部分の樹木は現状の密生した印象とならないように間伐します。

その他、旧住宅地に残る立木については伐採します。

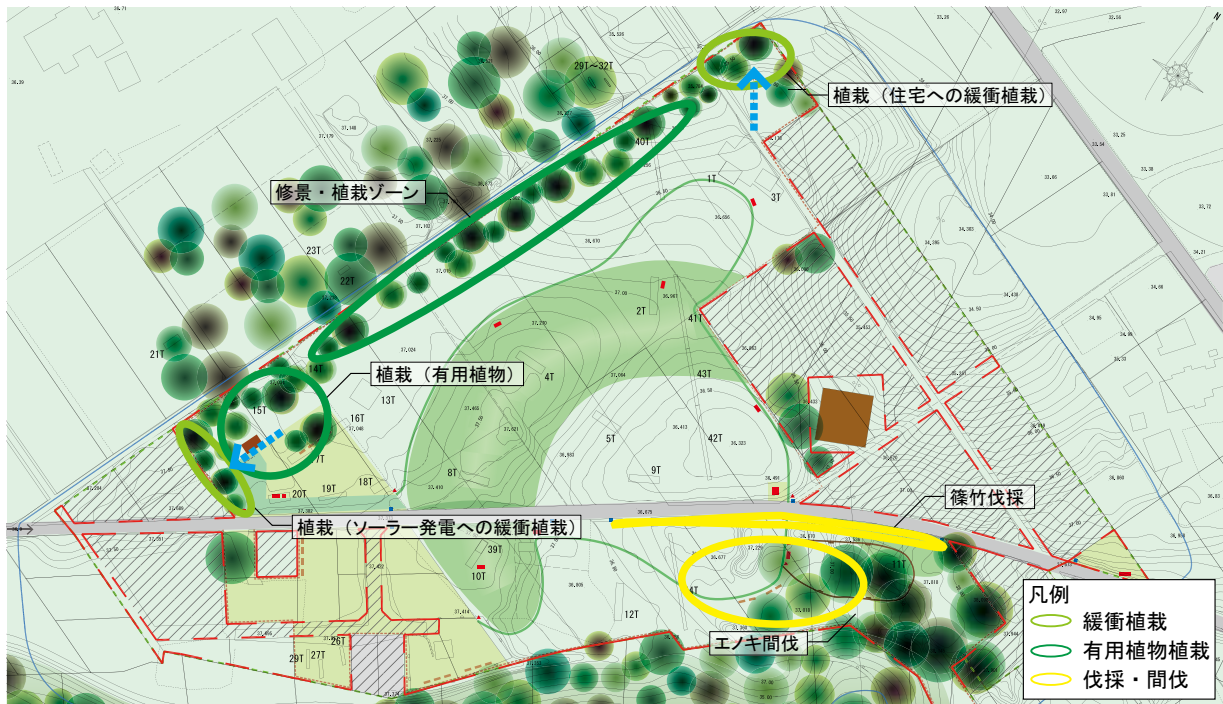
さらに修景・植栽ゾーンには、縄文時代の生活に利用されたであろう有用植物を植栽するほか、縄文の景観には相応しくない周囲の住宅やソーラー発電施設に対する目隠しとなる緩衝植栽を行います。地下遺構が残る可能性のある場所での植栽は、遺構保護を目的に高植として植穴底に防根シートを敷設します。植栽する樹種については、第12節で述べるとおり、今後の調査により検討を行うこととします。

また、地被植栽として、遺構保護盛土を施す範囲は盛土の流出防止のため、エントランスゾーン、体験ゾーンは史跡における体験活動を円滑に行うために芝張とします。

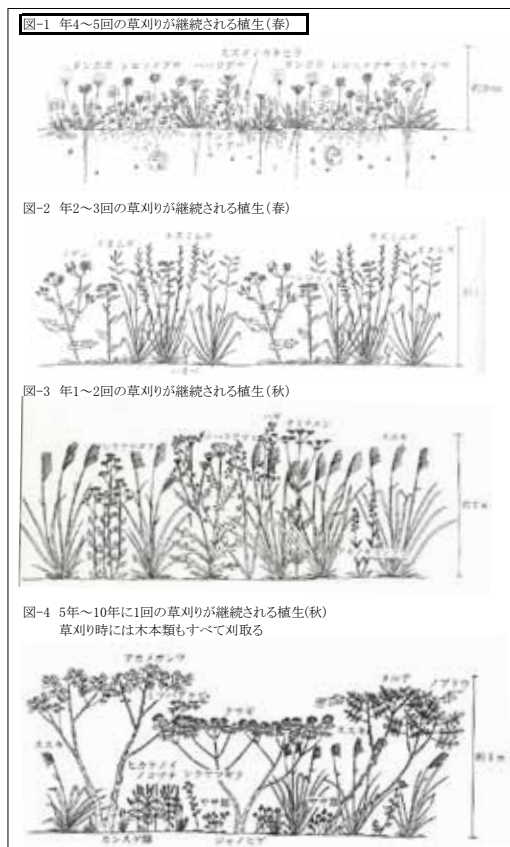
上記の芝張以外の範囲は大半が旧耕作地で、表土が軟らかく歩き難い状況です。この範囲についてはローラー転圧により表層を締固めます。その後、表土内の種子から現状と同様な草本類が発生してきますので、刈取り草地として低茎の環境を目指して管理していきます。草刈りの頻度は、年4～5回を継続することで草丈が10～20cmの草本類が優占する草地が形成されることが知られています。

なお先述の芝張の範囲にもこれらの草本が入り込みますが、境界を馴染ませて全体として一体感のある草地環境を目指していきます。

史跡外にはなりますが、北西の樹林地や南の谷との境界にある樹林地は史跡の景観を良好に保つうえで重要となりますので、保全に向けて地権者へ協力を呼び掛けていきます。しかしながら、北西辺については将来的に伐採を伴う開発も予測されることから、史跡内の修景・植栽ゾーンに樹木植栽を補っていきます。



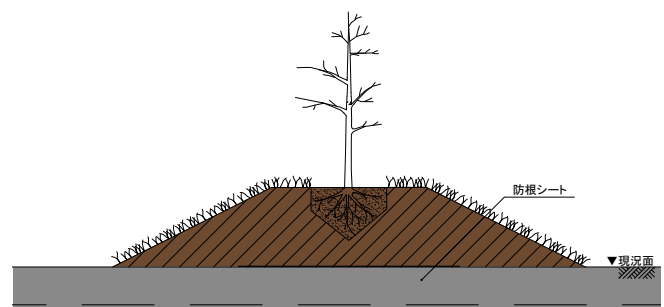
植栽計画図 S=1/2000



参照:エコロジカル・デザイン いきものまちづくり研究会編者
草刈の頻度と草丈



高植植栽の例
(馬場・三十稲場遺跡 新潟県長岡市)



高植植栽イメージ (S=1:40)

図 44 植栽の例及び植栽イメージ、植栽計画図